

續

右件歌者御船以綱手泝江遊宴之日作也傳誦之人田邊史福麻呂是也。  
 「古今和歌集東歌二十」みちのくはいづくはあれど亥ほがまのうらこぐ船のつなでかなしも  
 「土左日記」二月〇承平五年朔日朝の間あめふり午の時ばかりにやみぬれば和泉の灘といふ所より  
 出てこざゆく○中けふははこの浦といふ所より綱手ひきてゆく。

〔吾妻鏡十五〕建久六年五月廿日甲辰卯刻參天王寺給○源朝宛御家人等召疋夫爲被引御船綱手也。  
 〔太平記十八〕金崎城落事

氣比大宮司太郎ハ元來力人ニ勝テ水練ノ達者ナリケレバ春宮○後醍醐天子尊良ヲ小舟ニ乗進セテ、  
 櫓カイモ無レ共綱手ヲ己ガ横手綱ニ結付海上三十餘町ヲ游テ蕪木ノ浦ヘゾ著進セケル、

〔倭名類聚抄十一〕纜舟具考聲切韻云纜藍淡反、又音濫、毛都奈、維舟索也、

〔箋注倭名類聚抄三〕按度毛豆奈舳繩之義、

〔類聚名義抄六〕纜舟具物、雜物、纜舟索、

〔伊呂波字類抄止〕纜トモツナ、タツナ、

〔伊呂波字類抄雜物〕纜トモツナ、タツナ、

〔續日本紀三十五〕寶龜九年十一月壬子遣唐第四船來泊薩摩國甑島郡其判官海上真人三狩等漂  
 著耽羅島被島人略留但錄事韓國連源等陰謀解纜而去率遺衆四十餘人來歸、  
 〔後拾遺和歌集八〕つくしよりのぼりてのち良勢法しのもとにつかはしける○中

返し

良勢法師

なごりある命と思はゞともづなのまたもやくると待たましものを

〔箋注倭名類聚抄十一〕碇四聲字苑云海中以石駐舟曰碇、丁定反、字亦作、

〔箋注倭名類聚抄三〕具按古人舡舟皆用石故研碇字從石後人用鐵造有四爪名曰鐵貓或曰鑄所  
 以駐舟則同而其狀大異、